

令和 5 年 2 月 定例会

教育警察常任委員会説明資料

(後議・その他報告事項)

教育警察常任委員会

(警察本部)

条例案の概要

- 1 条例の名称
熊本県手数料条例の一部を改正する条例
- 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）
道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。
- 3 内容
 - (1) 新たに手数料を設けるもの
ア 特定自動運行許可申請手数料（第2条関係） 79, 200円
イ 特定自動運行計画変更許可申請手数料（第2条関係） 78, 500円
 - (2) この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (3) (2)に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理する。

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)新旧対照表

旧	新
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(400)の8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(401)～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(400)の8 (略)</p> <p>(400)の9 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査 <u>特定自動運行許可申請手数料 79,200円</u></p> <p>(400)の10 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 <u>特定自動運行計画変更許可申請手数料 78,500円</u></p> <p>(401)～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)新旧対照表

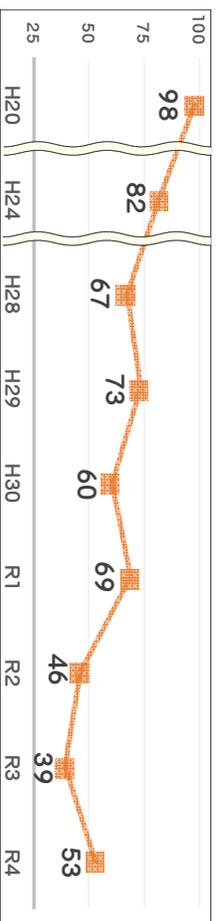
旧		新	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
地方税	(略)	地方税	(略)
使用料	(略)	使用料	(略)
手数料	1~363の8 (略) (新設) (新設) 364~580 (略)	手数料	1~363の8 (略) 363の9 特定自動運行許可申請手数料 363の10 特定自動運行計画変更許可申請手数料 364~580 (略)

件名	熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する 宣言決議後の状況について	令和5年2月定例会 教育警察常任委員会 報告資料 (警察本部)
----	---------------------------------------	--

1 決議に至った経緯について

統計史上最少となった令和2年中の交通事故死者数（46人）から、更なる交通死亡事故の減少を目指して、歩行者の安全確保に重点を置きつつ、飲酒運転の根絶などルール遵守とマナーアップに県民一丸となって取り組み、交通安全に対する県民の気運を醸成することによって、熊本県の交通安全水準を更に向上させるため宣言決議に至ったもの。

【交通事故死者数の推移】



2 決議日

令和3年3月19日（金）熊本県議会2月定例会最終日

5

3 決議で示された取組事項

(1) 歩行者の安全確保 ～ 特に横断歩道における歩行者保護の徹底

- ・ 運転者は、歩行者による横断歩道通行の安全に配慮する。
- ・ 歩行者は、横断歩道が付近に設置されている場合には、横断歩道を渡る。
- ・ 道路管理者は、引き続き歩行者が安心して通行できる道路環境を整備する。
- ・ 警察は、横断歩道を見やすく分かりやすく整備するとともに交通安全についててさらなる啓発を行う。
- ・ 学校教育では、子供に対し安全な道路の横断方法などの交通安全について教育・指導する。

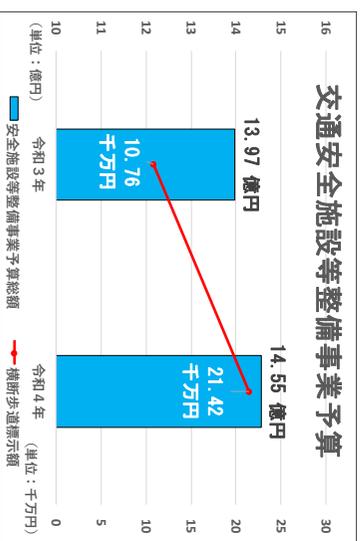
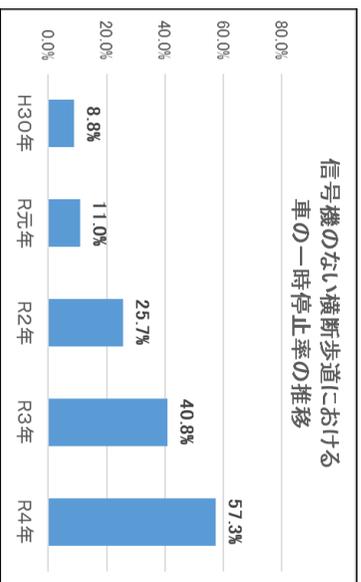
(2) 飲酒運転の根絶

(3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

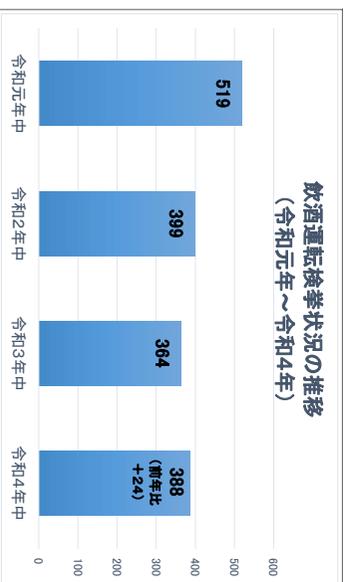
(4) 自転車の安全利用の徹底

4 成果について

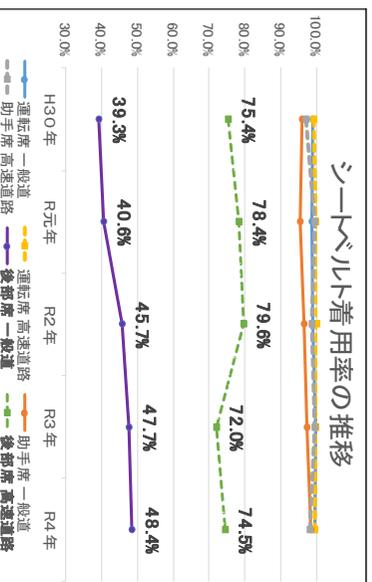
(1) 歩行者の安全確保 ～ 特に横断歩道における歩行者保護の徹底



(2) 飲酒運転の根絶



(3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



(4) 自転車の安全利用の徹底

